

市営住宅の入居要件

次の1～5の全ての要件にあてはまる必要があります。

- 1 現に同居し、又は同居しようとする親族又は次のいずれかに該当する者（以下これらを「親族」という。）があること。
 - ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者
 - イ パートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者間の関係をいう。）にある者として市長に表明した者
 - ウ ファミリーシップ（互いを家族とし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。）にある者として市長に表明した者
 - エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託された児童
- ※ ただし、夫婦、親子（18歳未満の子）の別居等、家族を不自然に分割したり、他に扶養すべき者のある親族と同居する場合等の申込みはできません。
- ※ 高齢者（60歳以上）、障がい者、生活保護受給者等に限り、単身可住宅への申込可能。

- 2 世帯の収入が下記の基準額を超えないこと。
※収入とは、世帯の総所得から控除額を引いたもの

区 分	基 準 額
一般世帯	158,000円／月
高齢者・障がい者等	214,000円／月
18歳未満の者がいる世帯・ 39歳以下の夫婦	259,000円／月

- 3 現に住宅に困窮していることが明らかあること。
- 4 市区町村が賦課している税金を滞納していないこと。
- 5 暴力団員でないこと。
※ 必ず事前に都市計画課住宅係へご相談ください。